



子どもの歯を守る むし歯ゼロのお友だち



4月13日に行われた3歳6カ月児健診で、むし歯のなかったお友だちを紹介します。

問/福祉事務所子育て支援係
☎72-1123 (内線508)



子育て INFO

『子育て中のお悩み相談室(むし歯について)』 (6月4日～6月10日は歯と口の健康週間です)

「子育てに追われて自分のことは後回し」、そんなお母さんお父さんが多いかとお察しいたします。しかし、歯に関して言えば育児中だからこそ歯のケアをしっかり行ってください! むし歯の原因となるむし歯菌はもともと赤ちゃんの口腔内には存在せず、身近な大人の唾液から感染します(例:キスや食べ物の口移し、食器の共有など)。大切なのは毎日の正しい歯みがきで歯垢を除去し、菌のすみかを奪うことです。右利きの方は右側の歯の裏側、左利きの方は左側の歯の裏側が磨きにくい傾向にありますので、そのことを意識してお磨きください。また、かかりつけ歯科医を決め、半年に1回は家族みんなで定期的に通う習慣を。口腔内の健診と歯石の除去をし、毎日正しい歯磨きを行えば、歯の健康は保たれます。

『予防接種』

●子宮頸がん予防ワクチン

子宮頸がん予防ワクチンは定期予防接種に加えて、キャッチアップ接種が始まりました(無料)。

定期接種対象者: 小学6年生から高校1年生相当年齢の女子
キャッチアップ接種対象者: 平成9年4月2日～平成18年4月1日生まれで、今までに3回ワクチン接種をしていない女性

キャッチアップ接種期間: 令和4年4月1日～令和7年3月31日

接種希望の方は、厚生労働省発行のリーフレットやホームページなどに子宮頸がんワクチン接種の安全性(副反応など)、有効性を理解した上で接種くださるようお願いいたします。

問い合わせ先: 福祉事務所子育て支援係 ☎72-1123 (内線506)

ハッピー スマイル



藤岡 志鳳くん
(令和3年4月26日生)

藤岡三星斗・紀久子さんの長男(福島地区)

いつもニコニコ笑顔で活発な志鳳くん。最近はお音の鳴るおもちゃなどに興味津々で、お姉ちゃんと一緒に遊んだりしています。志鳳の名前は、志を持って大きく羽ばたいてほしいと思い込めて付けました。これからも心身健やかで思いやりのある子に育ってね。



児童手当制度が 変わります



令和4年6月から児童手当制度の一部が変わります。

問/福祉事務所こども政策係 ☎72-1123 (内線506)

改正1 現況届の提出が 原則不要となりました

現況届は毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当などを引き続き受ける要件(児童の監督や保護、生計同一など)を満たしているかどうかを確認するものです。

これまで全ての方に現況届の提出をお願いしていましたが、令和4年6月以降は次の方を除き現況届の提出は不要です。

現況届の提出が必要な方(令和4年6月～)

- ・配偶者からの暴力などにより、住民票の住所と異なる市町村で児童手当を受給している方
- ・支給要件児童の戸籍がない方
- ・離婚協議中で配偶者と別居している方
- ・その他、市町村から提出の案内があった方

※該当する方へ6月に現況届を送付しますので、期日までに提出してください。期日までに提出がない場合、6月分以降の手当が受けられなくなります。

改正2 特例給付の支給に関わる 所得上限額の新設

児童を養育している方の所得に応じて手当額を支給しています。今回の改正では、所得上限限度額を新設し、所得の額が一定以上ある場合には児童手当などが支給されません。

児童手当支給額

- ・所得の額が下表(1)未満の場合、児童手当を支給(月額1万5000円または1万円)を支給
- ・所得の額が下表(1)以上(2)未満の場合、特例給付(月額5,000円)を支給
- ・【新設】所得の額が下表(2)以上の場合、児童手当などは支給されません

※児童手当などが支給されなくなった後、所得の額が(2)を下回った場合、改めて認定請求書の提出が必要です。

1. 支給時期

原則として、毎年6月、10月、2月に、それぞれの前月分までの手当を支給します。

(例) 6月の支給日には、2～5月分の手当を支給します。

2. 手続き方法

お子さんが生まれたり、他の市町村から転入したときは、現住所の市町村に申請が必要です(公務員の場合は勤務先に申請)。申請は、出生や転入から15日以内に行ってください。市町村の認定を受ければ、原則として、申請した月の翌月分の手当から支給します。ただし、出生日や転入日(異動日)が月末に近い場合、申請日が翌月になっても異動日の翌日から15日以内であれば、申請月分から支給します。申請が遅れると、原則、遅れた月分の手当を受けられなくなりますので、ご注意ください。手続きが必要となるのは以下の場合です。

【福祉事務所での手続きが必要なケース】

- ・初めてお子さんが生まれたとき
- ・他の市町村に住所が変わったとき
- ・公務員になったとき、公務員でなくなったとき

【手続きに必要な添付書類】

※請求者は基本的に保護者(父母など)のうち、所得が高い方となります。

児童手当所得制限限度額

扶養親族の数	(1)所得制限限度額		(2)所得上限限度額【新設】	
	所得額(万円)	収入額の目安(万円)	所得額(万円)	収入額の目安(万円)
0人	622.0	833.3	858.0	1071.0
1人	660.0	875.6	896.0	1124.0
2人	698.0	917.8	934.0	1162.0
3人	736.0	960.0	972.0	1200.0
4人	774.0	1002.0	1010.0	1238.0
5人	812.0	1040.0	1048.0	1276.0

※扶養親族の数は、所得税法上の同一生計配偶者および扶養親族(里親などに委託されている児童や施設に入所している児童を除く)並びに扶養親族などでない児童で前年の12月31日において生計を維持したものの数をいいます。扶養親族の数に応じて、限度額は、1人につき38万円を加算した額となります。※「収入額の目安」は、給与収入のみで計算しています。あくまで目安であり、実際には給与所得控除や医療費控除、雑損控除などを控除した後の所得額で所得制限を確認します。令和4年10月支給の児童手当などから変わります。

- ・請求者名義の通帳
 - ・請求者および配偶者のマイナンバーカード
 - ・児童が市町村外に住んでいる場合→児童のマイナンバーカード
- 【市民生活課で出生届提出時に手続きが可能なケース】
- ・第2子以降の出生などにより養育するお子さんが増えたとき
- ※ただし、児童が市町村外に住んでいる場合は、福祉事務所での手続きとなります。児童のマイナンバーカードが必要です。